

2023年7月

お客さま各位

株式会社七十七銀行

インボイス制度に向けた当行の対応について

2023年（令和5年）10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。

七十七銀行は適格請求書発行事業者としての登録を受けておりますので、お客さまがお取引にあたって当行に対して各種手数料をお支払いいただいた場合、お客さまは各種手数料に含まれる消費税につき、当行の交付する適格請求書（インボイス）に基づいて消費税の仕入税額控除を受けることができます（注）。

注. 具体的な要件等につきましては、顧問税理士等にご相談ください。

当行ではインボイス制度への対応方法を以下のとおりとさせていただきますので、ご通知いたします。

【ご参考】当行の適格請求書発行事業者登録番号：T1370001003352

記

1. 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

(1) 営業店窓口等で各種手数料（残高証明書発行手数料、融資関係手数料など）をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「領収書」を発行いたします。

※2023年3月20日以降のお取引より、インボイスの要件を満たした領収書に切り替えて発行しております。

(2) 営業店窓口にて備付けの振込依頼書をご利用いただいて振込を実施した場合などは、各種伝票に複写式となっている手数料受領書をインボイスとしてご利用いただけます。

これらの伝票につきましては、現在、改正作業をすすめております。（2023年9月改正予定）

お客さまが現行の振込伝票等の用紙をお手元にお持ちの場合は、インボイス制度開始以降は窓口備付の新しい伝票をご利用いただきますようお願い申し上げます。

2. 自動振替でお支払いいただいている各種手数料について

預金口座より自動振替の方法でお支払いいただいている各種手数料につきましては、インボイスの要件を満たした「各種手数料に関するインボイスのお知らせ」を作成のうえ交付いたします。

(1) 「各種手数料に関するインボイスのお知らせ」は、毎月1日から月末日までの1カ月分を集計し、お取引のあった月毎に毎月発行します。

電子交付をご利用いただいているお客さまには、2023年6月分から発行を開始します。(7月2日より閲覧が可能です。)

(2) 「各種手数料に関するインボイスのお知らせ」の交付方法は「電子交付」といたします。

電子交付のご利用方法は、お客さまのサービスご利用状況により異なります。

法人・個人事業主向けインターネットバンキングの電子交付機能をご利用のお客さま

現在、法人・個人事業主向けインターネットバンキングの電子交付機能をご利用のお客さまは、ログイン後の「電子交付」メニューの対象書類に「各種手数料に関するインボイスのお知らせ」を追加いたしますので、従来同様の方法で閲覧することが可能です。

書類の追加にあたって、お客さまに行っていただく手続きはございません。

「法人向け電子交付サービス」をご利用のお客さま

現在、「法人向け電子交付サービス」をご利用のお客さまは、対象書類に「各種手数料に関するインボイスのお知らせ」を追加いたしますので、従来同様の方法で閲覧することが可能です。

書類の追加にあたって、お客さまに行っていただく手続きはございません。

法人・個人事業主向けインターネットバンキングの電子交付機能および「法人向け電子交付サービス」のいずれもご利用いただいていないお客さま

現在、法人・個人事業主向けインターネットバンキングの電子交付機能および「法人向け電子交付サービス」のいずれもご利用いただいていないお客さまにつきましては、新たに「法人向け電子交付サービス」をご利用いただくことで「各種手数料に関するインボイスのお知らせ」を閲覧することが可能となります。

「法人向け電子交付サービス」のご利用に必要なログインIDおよびパスワードについては、お届け住所に郵送でご通知いたします。通知に同封する「インボイスの電子交付について」をよくお読みいただいたうえで、サービスをご利用ください。

「法人向け電子交付サービス」は以下からアクセスすることができます。

【当行ホームページ】

トップページ → 法人・個人事業主のお客さま → 法人向け電子交付サービス

URL : <https://www.77bank.co.jp/denshikouhu/>



電子交付対象書類を郵送で受け取られているお客さま

当行にすでにお申し出をいただき、電子交付の対象となる書類を郵送にて受け取られているお客さまに対しましては、「各種手数料に関するインボイスのお知らせ」につきましても郵送にて交付いたします。

取引件数によっては2通以上に分かれて送付されることがございます。

2023年10月分より郵送を開始します。2023年6～9月分は交付いたしませんので、あらかじめご了承ください。

なお、「各種手数料に関するインボイスのお知らせ」にかかる郵送交付手数料は無料といたします。

郵送書類の追加にあたって、お客さまに行っていただく手続きはございません。

(3)「各種手数料に関するインボイスのお知らせ」は、お客さまからお申し出のない限り、電子交付とさせていただきます。郵送での交付をご希望されるお客さまは、**別途手続きが必要となります**ので、お取引店の窓口にお申し出ください。

なお、「各種手数料に関するインボイスのお知らせ」にかかる郵送交付手数料は無料といたしますが、そのほかに電子交付の対象書類がある場合、すべての書類を郵送交付に変更させていただきますので、交付する書類によって、当行が別途定める郵送交付手数料をいただく場合がございます。

詳細につきましては、お取引店の窓口にお尋ねください。

(4)「各種手数料に関するインボイスのお知らせ」について、対象となる取引がない月については、作成・交付を行いません。

また、作成の有無等については特段のご連絡は差し上げませんので、お客さまにて電子交付の状況を適宜ご確認くださいようお願いいたします。

(5)口座振替の方法でお支払いいただいている手数料のうち、一部の手数料は「各種手数料に関するインボイスのお知らせ」に掲載されませんので、別途お客さまにインボイスの要件を満たした書面を交付するなどの対応を順次実施してまいります。

3. A T Mおよび自動両替機でのお取引について

A T Mおよび自動両替機でのお取引につきましては、発生する手数料は原則として3万円未満となりますので、インボイスの交付が不要な「3万円未満の自動販売機、自動サービス機におけるお取引」に該当し、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

したがって、A T Mおよび自動両替機から出力される「ご利用明細」等については、インボイス制度に対応する様式改正は実施いたしませんので、ご了承ください。

4. 当行に対するインボイスのご提出について

インボイス制度開始以降におきまして、当行がお客さまから商品を購入またはサービスの提供を受け、当行が消費税を含む代金（対価）をお支払いする場合、お客さまが適格請求書発行事業者の登録を受けているときは、当行に対してインボイスの提出をお願いいたします。

インボイス制度への対応、および電子交付に関する各種手続きなどにつきましてご不明な点等がございましたら、お取引店の窓口までお問い合わせください。

以 上